



令和元年8月8日(木) 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
障害福祉課	事業所指導係	奥村 浩康	内線 2686 直通 058-272-8302 FAX 058-278-2643

障害児通所支援事業者の処分について

県は、児童福祉法（以下「法」という。）に基づき、障害児通所支援事業者の指定を取り消しましたので、お知らせします。

記

1 事業者等

- (1) 事業者名：合同会社日野
- (2) 代表者名：平野 祐基（ひらの ゆうき）
- (3) 事業者所在地：愛知県名古屋市千種区星が丘元町15番17号
- (4) 事業所
 - ア 名称：このき羽島校
 - イ 所在地：羽島市堀津町須賀南1丁目88-3
 - ウ 事業種別：児童発達支援、放課後等デイサービス
 - エ 定員：10名（令和元年6月1日から休止中であり、現在、利用児童なし。）
 - オ 指定年月日：平成28年10月1日

2 処分年月日（指定取消日）

令和元年8月8日

3 指定取消しの理由

(1) 障害児通所給付費の不正請求

<法第21条の5の24第1項第5号>

- ・ 事業所の開所以降2年3か月間（平成28年10月から平成31年1月まで（うち平成29年8月は除く））において、基準上配置すべき指導員等の員数の欠如又は常勤の指導員等の欠如があつたにもかかわらず、人員欠如減算を行わず、障害児通所給付費を不正に請求し、受領した。
- ・ また同期間において、指導員加配加算、児童指導員等加配加算又は看護職員加配加算の要件を満たさない状態であつたにもかかわらず、当該加算を不正に請求し、受領した。

※ このき羽島校においては、管理者及び従業者が、事業所の開所（平成 28 年 10 月）から平成 29 年 12 月までの間、勤務実態の無い者を勤務していたかのように日報へ書き加え、タイムカードを打刻するといった勤務関係書類の改ざんが行われていた。

（2）県の検査に対する虚偽報告、虚偽答弁

＜法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 6 号及び第 7 号＞

- ・ 岐阜県岐阜地域福祉事務所（以下「福祉事務所」という。）の検査（実地指導：平成 30 年 9 月 28 日）において、法人本社の職員が、このき羽島校の開所（平成 28 年 10 月）から検査直前（平成 30 年 8 月）までの勤務記録について、実際には勤務していない指導員等が勤務していたかのように改ざんし、福祉事務所が命じた報告に対して実態とは異なる虚偽書類により報告、答弁した。

4 不正利得に係る返還額等

約 2, 1 2 7 万円（不正利得：約 1, 5 2 2 万円＋不正利得に係る加算金：約 6 0 6 万円）

※加算金（市町に返還する不正利得×40%）については、法第 57 条の 2 第 2 項に基づき、障害児通所給付費を給付した市町が徴収を決定する。

※四捨五入のため端数は一致せず。